

第4期いきいきふれあい計画〈更別村障がい者福祉計画・障害福祉計画・障がい児福祉計画〉素案についての意見募集結果

平成30年3月13日

第4期いきいきふれあい計画〈更別村障がい者福祉計画・障害福祉計画・障がい児福祉計画〉素案について、村民の皆様からのご意見を募集したところ、1名から、延べ5件のご意見が寄せられました。

ご意見の要旨及びご意見に対する村の考え方は次のとおりです。

意見の概要	意見に対する村の考え方
<p>第3章－1 地域生活の支援体制の充実 ○保健・医療 (2) 精神障がいのある人や難病のある人など障がいの特性に応じた支援の充実、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 ① 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置とあるが、当事者、家族の思いが伝わるのか不安である。障がい者自立支援協議会で活発に意見が交わされているとは思えない状況で、精神障がいについても同じような協議会になるのではないかと危惧している。</p>	<p>「保健、医療、福祉関係者による協議の場」については、地域の課題を共有しながら、精神障がいを持つ方やそのご家族の意見を反映させていく考えです。 なお、いただきましたご意見につきましては、今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; margin-left: auto; margin-right: auto;">C</div>
<p>② それぞれが抱える背景が異なり、家族だけでは支えきれないので、地域にお世話になるしかない。困ったときに相談できる身近な相談先が必要である。 また、メールやラインで近況や思いを伝え合う方策があるとよい。</p>	<p>障がいのある方がもつ事情はそれぞれ異なることから、長期的に支えるために、村としても、専門的だけでなく、総合的に安心して相談できる体制づくりを推進することとしております。 また、共に支え合いながら暮らすことができる共生型の地域づくりに取り組み、障がいのある人が必要な支援を受けられる地域づくりを推進します。 なお、いただきましたご意見につきましては、今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; margin-left: auto; margin-right: auto;">C</div>

<p>③ 障害年金について、手帳がもらえない場合は金銭的に厳しい。自立支援医療が使えたとしても、デイケアへ通院する手段やかかる費用がネックとなっている。</p>	<p>障害基礎年金等国が支給する年金に関する情報提供を行うなど、各種制度の普及促進を図っていきます。</p> <p>なお、いただきましたご意見につきましては、今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; margin-left: auto;">C</div>
<p>第3章-2 自立と社会参加の促進 ○就労支援</p> <p>① 村内に開所される就労支援事業所に対し、税金を出してもらって運営しているサービスだから、指導・監督を徹底すべきである。</p>	<p>村内に開所される就労支援事業所は、国、道、村が負担する障害報酬により運営されますことから、ご意見のとおり指導・監督の徹底は必要であると考えております。</p> <p>なお、事業所の指導監督につきましては、北海道の権限によることから、今後道とも連携ながら対応していきます。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; margin-left: auto;">D</div>
<p>② 支援学級に在籍している生徒や受け入れる企業に対する支援が必要である。数年前から増え続けている支援学級在籍の生徒は数年後には社会へ出る年齢にあるため、地域や商店主、団体等と協議するなどして、早急に対応する必要がある。</p> <p>また、自立支援協議会だけでは解決できないと考えるので、別の協議会をつくることを考えるべきである。</p>	<p>障がい者の就労支援につきましては、事業主に各種制度の周知等雇用拡大に向けた働きかけを行うとともに、労働・保健福祉の関係機関、学校との連携を図りながら対応していく考えです。</p> <p>なお、いただきましたご意見につきましては、今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; margin-left: auto;">C</div>

※ 意見の概要につきましては、要約させていただいておりますので、ご了承ください。

※ 「意見に対する村の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等